

平成28年第8回国立大学法人旭川医科大学教育研究評議会議事要旨

日 時：平成28年9月7日（水） 午後2時45分～
場 所：第二会議室

出席者：吉田 晃敏学長，松野 丈夫理事，藤尾 均理事，竹中 英泰理事，
井上 久志理事，高井 章副学長，平田 哲副学長，渡部 剛教授，
林 要喜知教授，鈴木 裕教授，千石 一雄教授，服部 ユカリ教授，
三好 暢博教授，千葉 茂教授，坂口 広志事務局長
欠席者：原渕 保明教授，升田 由美子教授，吉田 貴彦教授
陪席者：鈴木 義幸監事，太田学長政策推進室長，土岐総務部長，小出教務部長，
三浦総務課長，滝本企画広報評価課長，加藤研究支援課長，綿矢会計課長，
高見学生支援課長

議事に先立ち，学長から，平成28年第7回（平成28年7月13日開催）教育研究評議会の議事要旨が諮られ，これが了承された。

議 題

1. 看護学講座（小児看護学領域）教授候補者の再公募について

本件について，学長から発議及びこれまでの選考経緯について説明があり，審議の結果，資料1-1のとおり再公募を行うこと，資料1-2のとおり選考委員会を設置することが了承された。

2. 教員の人事について

（議事の進行上，議題2（1）に先立って報告事項の1. 学長報告（1）について，学長から報告があった。）

（1）内科学講座（消化器・血液腫瘍制御内科学分野）准教授候補者の選考について

本件の審議に先立ち，学長から次のとおり説明があった。

- ①学長マニフェストに，大学運営を強化するため「1講座複数教授制導入の検討」というテーマがあり，これを平成26年3月に旧第一外科で導入したところ，大いに組織が活性化したこと。
- ②この制度を准教授にも適用して講座の活性化を図ることについて，去る7月26日の大学運営会議において審議したこと。審議の結果，適用にあたっては慎重に検討すべきで，教育研究評議会でも准教授候補者の選考を行う前に，まず大学運営会議で候補者の業績を十分に検討して2人目の准教授として相応しいか確認し，その後，学長が候補者に面接を行う，というプロセスを経て適用させる，としたこと。
- ③本件の准教授候補者は，このプロセスを経ており，1講座複数准教授制を適用するものであること。

引き続き、本件について、学長から発議及び事前配付資料1に基づき説明があり、審議、投票の結果、資料のとおり水上 裕輔（みずかみ ゆうすけ）氏を内科学講座（消化器・血液腫瘍制御内科学分野）准教授候補者とすることが了承された。

なお、発令日は同講座の定員が空き次第決定する旨学長から付言があった。

委員から、1講座複数准教授制は他の講座等でも要望があれば適用されるか、との質問があり、学長から、次の回答があった。

- ①臨床講座、基礎講座などを問わず、要望があれば適用する。
- ②適用にあたっては、大学運営会議での選考と学長面接のプロセスを経る。
- ③講師、助教の枠を准教授とするものなので、定員枠という制限の範囲で実施する。
- ④本制度を積極的に利用し、組織の活性化に繋げていく。

（2）耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 准教授候補者の選考について

本件の審議に先立ち、学長から、本件の准教授候補者は大学運営会議での業績検討及び学長面接を経て、1講座複数准教授制を適用させる旨の説明があった。

引き続き、本件について、学長から発議及び事前配付資料2に基づき説明があり、審議、投票の結果、資料のとおり耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座 准教授候補者とすることが了承された。

なお、発令日は平成28年10月1日を予定している旨学長から付言があった。

（3）健康科学講座講師候補者の選考について

本件について、学長から発議及び事前配付資料3に基づき説明があり、審議、投票の結果、資料のとおり健康科学講座 講師候補者とすることが了承された。

なお、発令日は平成29年1月1日を予定している旨学長から付言があった。

（4）助教候補者の選考及び配置換について

本件について、学長から発議及び資料2（事前配付資料4, 5, 6-1, 6-2, 7, 17, 8）に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり助教等候補者の選考及び所属換について了承された。なお、各氏の発令日は、資料2のとおりを予定している旨学長から付言があった。

（5）頭頸部癌先端的診断・治療学講座 特任教授候補者の選考及び兼務発令について

本件について、学長から客員教員・特任教員・病院教員の選考については、本学教員の選考基準及び選考細則に準じて行うこととなっているが、身分は非常勤であり、雇用期限もあることから、推薦のあった教員候補者を諮り、投票は行わず出席者の了承を得ることで進めたい旨の発議があり、審議・了承された。

続いて、学長から発議及び事前配付資料9に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり頭頸部癌先端的診断・治療学講座特任教授候補者の選考及び兼務発令について了承された。

なお、発令日は平成28年10月1日を予定している旨学長から付言があった。

(6) 頭頸部癌先端的診断・治療学講座 特任助教候補者の選考について

本件について、学長から発議及び事前配付資料10に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり頭頸部癌先端的診断・治療学講座特任助教候補者の選考について了承された。

なお、発令日は平成28年10月1日を予定している旨学長から付言があった。

(7) 薬剤部 客員講師候補者の選考について

本件について、学長から発議及び事前配付資料11に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり薬剤部 客員講師候補者の選考について了承された。

なお、発令日は平成28年10月1日を予定している旨学長から付言があった。

(8) 兼務発令について

本件について、学長から発議及び事前配付資料16に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり兼務発令について了承された。

なお、各氏の発令日は平成28年10月1日を予定している旨学長から付言があった。

3. 客員助教の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料12に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり客員助教の称号を付与することが了承された。

なお、任期は平成28年9月8日から平成29年3月31日までとする旨学長から付言があった。

4. 学内特別講師の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料13に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり学内特別講師の称号を付与することが了承された。

5. 教員の再任審査について

本件について、学長から発議があり、任期満了日が平成29年3月末日までの教員から再任審査の申請があったこと。再任基準に基づき申請者を判定した結果、資料3のとおり再任可となった旨の報告の後、審議の結果、これが了承された。

なお、再任を可とする再任審査結果通知書を再任申請者に通知する旨学長から付言があった。

6. 平成28年度臨床指導教授等の称号付与について

本件について、学長から発議及び事前配付資料14に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり臨床指導教授等の称号を付与することが了承された。

7. 平成28年度非常勤講師の任用について

本件について、学長から発議及び事前配付資料15に基づき説明があり、審議の結果、資料のとおり非常勤講師に任用することが了承された。

8. 医学部看護学科学生に対する奨学資金貸与要項等の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで高見学生支援課長から資料4-1~3に基づき説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、実施日は、本日とし、速やかに看護学科第1学年学生からの申請受付を開始する旨学長から付言があった。

9. 旭川医科大学病院臨床研究支援センター規程の一部改正について

本件について、学長から発議があり、次いで加藤研究支援課長から資料5に基づき説明があった。その後、審議の結果、原案のとおり了承された。

なお、制定日は、本日とし、平成28年10月1日から施行する旨学長から付言があった。

報告事項

1. 学長報告

(1) 教員の退職について

学長から教員の退職予定者は、資料6のとおりであること。

(本報告事項については、議事の進行上、議題2(1)に先立って行われた。)

(2) 老人看護専門看護師教育課程の認定申請について

学長から、7月に日本看護系大学協議会へ老人看護専門看護師教育課程の認定申請を行ったことについて報告があった。

なお、平成28年度中に認定通知を受けた場合は、学則等を改正し、平成29年4月から学生を受入れる予定としている旨学長から付言があった。

(3) 平成29年度 概算要求について

(4) 平成28年度予算執行状況(7月分)について

(3)、(4)については、教授会で報告すること。

(5) その他

次回の開催予定日

次回の教育研究評議会は、平成28年10月12日(水)午後2時45分から第二会議室において開催すること。